福祉文教委員会資料
令和８年８月４日提出

穂波福祉総合センター浴場レジオネラ属菌検出に関する対応等の概要

１　発生施設

名称：穂波福祉総合センター
所在地：飯塚市枝国 402 番地 100
運営方法：指定管理者

２　レジオネラ属菌について

自然界（河川、湖水、温泉や土壌など）に生息している細菌で、感染するとレジオネラ症を引き起こす。レジオネラ症は、主にレジオネラ属菌に汚染されたエアロゾル（細かい霧やしぶき）の吸入などによって、細菌が感染して発症。レジオネラ属菌はヒトからヒトへ感染することはない。レジオネラ属菌による被害（レジオネラ肺炎・ポンティアック熱）は潜伏期間が 5～10 日とされている。

【レジオネラ肺炎の症状】

高熱、悪寒、筋肉痛、吐き気、意識障害等を主症状とする肺炎。時として重症になる場合がある。

【ポンティアック熱の症状】

インフルエンザに似た非肺炎型熱性疾患。悪寒、発熱がみられ、一般に軽症で、数日で回復。

３　検出内容

（１）水質検査検体提出：令和８年６月 24 日（水）に水質検査機関へ提出。
（２）検出報告：令和８年７月７日（火）14 時頃、水質検査機関から指定管理者へレジオネラ属菌検出の報告があり、同日 17 時頃、指定管理者から市へ報告あり。
（３）検出箇所：小浴場（男性浴槽）
（４）判定内容：レジオネラ属菌の検出量 10CFU／100ml（基準値：10CFU／100ml 未満）

４　対応概要

（１）令和８年７月８日（水）：浴場（全室）の一時利用中止。県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所生活衛生課へ対応方法等を協議。配管等の洗浄を行い、再度の水質検査にて正常値となれば、浴場利用再開が可能。医療機関から県保健所へ感染の報告はあっていない。7 月 19 日頃までは健康被害を訴える可能性はある。
（２）令和８年７月９日（木）：レジオネラ属菌検出の報道発表、市及び穂波福祉総合センターホームページに掲出。
（３）令和８年７月 11 日（土）：配管、浴室等の洗浄・消毒を実施。
（４）令和８年７月 13 日（月）：再検査のため水質検査機関へ検体を提出。

（５）令和８年７月 21 日（火）: 水質検査機関から正常値の報告。

（６）令和８年７月 22 日（水）: 浴場の清掃等実施。市及び穂波福祉総合センターホームページに再開日の周知を掲出。

（７）令和８年７月 23 日（木）: 浴場の営業再開。

５　原因

主たる原因は不明。ろ過器や異物・汚れを除去するバルブへの付着等が原因とも考えられることから、配管、浴室等の洗浄・消毒を実施。